

## 鴨川市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和6年3月7日  
鴨川市農業委員会

### 第1 基本的な考え方

平成28年4月1日に農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が施行され、法第6条第2項に基づき、農業委員会は「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な事務として、明確に位置づけられ、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化及び新規参入の促進に積極的に取り組んでいく必要がある。

そのために、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、鴨川市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する千葉県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する鴨川市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うものとする。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

## 第2 具体的な目標と推進方法及び評価方法

### 1. 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積	遊休農地面積	遊休農地の割合
現 状 (令和6年3月)	2, 1 9 3 h a (耕地面積 2, 132ha+遊休 61ha)	6 1 h a	2. 8 %
3年後の目標 (令和9年3月)	2, 1 9 3 h a (耕地面積 2, 132ha+遊休 61ha)	3 3 h a	1. 5 %
目 標 (令和12年3月)	2, 1 9 3 h a (耕地面積 2, 132ha+遊休 61ha)	2 2 h a	1. 0 %

※管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積

※遊休農地面積は、利用状況調査による1号遊休農地及び2号遊休農地の合計面積

#### 【目標設定の考え方】

法第17条第1項第2号及び農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第88号。）第7条第1項第1号に基づき、「農地等の利用の効率化及び高度化が図られている基準は、区域内の農地の遊休農地率が100分の1以下である。」に準じて、令和12年3月末までに遊休農地面積を管内の農地面積の1%に目標設定する。

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

##### ①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員と推進委員の担当制により、「農地法の運用について」（平成28年5月25日付け28経営第509号）に基づき、利用状況調査と利用意向調査を実施する。

また、従来から行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、日常的に実施する。

なお、利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の公表の迅速化を図る。

##### ②農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

##### ③非農地判断について

利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現

況に応じて速やかに「非農地判断」を行う。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等において」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積	農地集積面積	集積率
現 状 (令和6年3月)	2, 1 3 2 h a	5 5 2. 7 h a	2 5. 9 2 %
3年後の目標 (令和9年3月)	2, 1 3 2 h a	8 5 2. 8 h a	4 0. 0 0 %
目 標 (令和12年3月)	2, 1 3 2 h a	1 2 7 9. 2 h a	6 0. 0 0 %

【目標設定の考え方】

本市の「農業経営基盤強化の促進に関する基本構想（令和5年9月変更）」中の「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標は農用地の約6割」に準じて、令和12年3月末までに農地集積面積を管内の農地面積の60%に目標設定する。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化の具体的な推進方法

①「地域計画」の作成・見直しについて

地域における人と農地の問題解決のため、「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

②農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、市、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア)農地中間管理機構に貸付を希望する復元可能な遊休農地、(イ)経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ)利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③農地の利用調整と利用権設定について

地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と

利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がいない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受け入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

#### ④農地の所有者等を確認することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確認することができない農地については、公示手続きを経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

### (3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

## 3. 新規参入の促進について

### (1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
現 状 （令和6年3月）	5人 (3.7ha)	0法人 (0ha)
3年後の目標 （令和9年3月）	20人 (10.8ha)	3法人 (93ha)
目 標 （令和12年3月）	35人 (17.9ha)	6法人 (186ha)

#### 【目標設定の考え方】

年間に個人参入を5経営体、法人参入を令和12年3月末まで6経営体に目標設定する。

### (2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

#### ①関係機関との連携について

新規就農希望者の相談内容に応じて、県、市、農協、地域農業者と連携した相談体制を行う。

#### ②フォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域での受入条件

の整備を図るとともに、参入後の定着を図るため、継続的な支援に努める。

### (3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

## 第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

鴨川市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、鴨川市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置づけられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力